

加速するタスク・シフト/シェア  
「医師の働き方改革」が4月からスタート  
臨床検査技師はどう貢献できるのか  
日本臨床衛生検査技師会 代表理事会長インタビュー

臨床検査技師及び衛生検査技師の職能団体である一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(東京都大田区、代表理事会長:宮島 喜文)は、月刊誌「Wedge」5月号に本会代表理事会長のインタビューを掲載しました。本文は、当会 HP[<https://www.jamt.or.jp/news/asset/pdf/f2063c7c5d09546caaff8819c1b26406dcfa0fe.pdf>]でご覧になれます。

「Wedge」5月号(4/20 発売)から

「医師の働き方改革」が4月から始まる。医師の長時間労働に支えられていた日本の医療の転換点ともいえ、国はその方策の一つとして、法改正によって、医療専門職の業務範囲の拡大を図って医療の質と安全を担保しようとしている。医師の働き方改革に臨床検査技師がどう貢献できるのか、日本臨床衛生検査技師会代表理事会長宮島喜文氏に聞いた。

**働き方改革の両輪 労働時間の制限と医療専門職の業務拡大 ※要約**

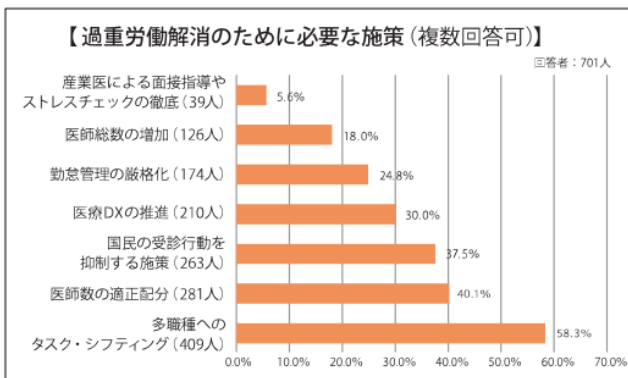
医師は、本人はもちろん家族までも犠牲にして医療に取り組まざるを得ないという非常に厳しい労働環境におかれ、若手医師の過労死も社会問題になっている。さらに医療の担い手が減少する中、診療業務の複雑化で医師の負担が増加していた。労務管理を徹底し、労働時間に制限を設けることは医師に健康的な生活をもたらすとともに、患者にとっても医療の質と安全を確保することになるといえる。法改正により、2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用された。

医師の働き方改革は労働時間を短縮させることだけで完結できない。医療専門職がそれぞれの能力を活かしてタスク・シフト/シェアを進めることで、医師の負担を軽減させ持続可能な医療の実現につながる。

医師しかできなかった医療行為を現行制度下でも医療専門職が実施できる業務の抽出や、法改正によって制度上でも実施できる業務を定めた。これによって臨床検査技師は10行為が増え業務範囲が広がった。

【臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について】

厚労省通知 医政発 第 号



出典:Medical Tribune ウェブ(2023年9月)

行為
① 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為
② 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為
③ 運動誘発電位検査
④ 体性感覚誘発電位検査
⑤ 持続皮下グルコース検査
⑥ 直腸肛門機能検査
⑦ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為
⑧ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為(電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。)
⑨ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為
⑩ 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

出典:<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220215.01.pdf>

## タスク・シフト/シェアを進める上での3つの課題 ※要約

拡大した業務は厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないが、日本臨床衛生検査技師会の開催ですでに修了者は2万1000人を超している。

タスク・シフト/シェアには①病院長などの管理者が理解して業務改善を進める熱意②医師の理解と協力③臨床検査技師が新しい業務に立ち向かう姿勢、これら3つの課題を解決する必要がある。

## 医療行為は患者と向き合うことから始まる ※要約

臨床検査技師は長年、血液や尿など検体検査、心電図などの測定業務が主だったが、今回の法改正により検査やその説明など患者さんと向き合う機会が増え、患者さんへ寄り添う姿勢が一層大切になる。今後、さらに少子高齢化が進むと、医療は需要を増すが人手不足が深刻になる。遠隔診療や人工知能・ロボットなどを活用して業務効率をあげるとともに、更なるタスク・シェア/シフトで業務量の均てん化を図ることが重要である。医師しかできない仕事に専念してもらうため、看護師や臨床検査技師の職務範囲を拡大し、活躍してもらうしかないを考える。



記事全文は以下からご覧になれます。

<https://www.jamt.or.jp/news/asset/pdf/f2063c7c5d09546caaff8819c1b26406dcfa0fe.pdf>

## 「一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会」について

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 (Japanese Association of Medical Technologists: JAMT) は昭和27年に発足した日本衛生検査技術者会が前身となり発展してきました。創立当初、検査技師に対する一般の認識は低いものでしたが、私達の活動を通じ、高度な検査技術を持つ技師の重要性が広く社会に認知されつつあります。今後は各国の検査技師会との交流を通じ、医療の国際化にも貢献して参りたいと考えております。

### 【概要】

◇名称 : 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

◇所在地 : 〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号

◇代表者 : 代表理事長: 宮島 喜文

◇創立 : 昭和27年7月27日

◇URL : <https://www.jamt.or.jp/>

◇事業内容:

#### 1. 公益目的事業

1) 臨床検査精度保証事業 2) 臨床検査精度管理調査事業

#### 2. 学術・職能支援事業

1) 学術・技術振興事業 2) 学術・職能教育研修事業 3) 厚生労働大臣指定講習会 4) 国際協力事業  
5) 会誌「医学検査」発行事業 6) 学会運営事業 7) 出版事業 8) 支部運営事業 9) 日臨技認定制度

#### 3. 政策渉外・組織強化事業

1) 法・渉外活動 2) 組織対策・組織運営 3) 共済事業 4) 調査研究

### 【読者・視聴者のお問合せ】

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

[jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)

### 【報道各位のお問合せ】

PR事務局 (共同PR内) [jamt-pr@kyodo-pr.co.jp](mailto:jamt-pr@kyodo-pr.co.jp)

担当: 大沢 090-5337-6263、小松 090-6001-1395